

## AI アプリ請求代行サービス利用規約

EDGEMATRIX 株式会社（以下、「当社」という）は、「AI アプリ請求代行サービス利用規約」（以下「本利用規約」といいます）に基づき AI アプリ請求代行サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。本利用規約は、本サービス利用に関し、本サービスを契約する者（以下「本契約者」といいます）との間の一切の關係に適用されるものとしします。

### 第 1 条（用語の定義）

1. 「EDGEMATRIX ストア」とは、当社が運営する EDGEMATRIX サービス用の AI アプリを販売する仮想商店を言います。
2. 「AI アプリ」とは、EDGEMATRIX ストアで紹介し、EDGEMATRIX サービスの本契約者が利用できるエッジ AI 向けのアプリケーションを言います。
3. 「AI アプリ開発パートナー」とは、AI アプリを開発し EDGEMATRIX ストアで販売するパートナーを言います。
4. 「当社サービスページ」とは、<https://service.edgematrix.com/>の URL が示す当社のサービスページを言います。

### 第 2 条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が本契約者に対して EDGEMATRIX ストアで紹介する AI アプリを利用するライセンスの月額料金の請求書を毎月発行し、請求書発行から 30 日間以内に支払のあった当該料金から請求代行手数料を控除したうえで AI アプリ開発パートナーに支払うものです。

### 第 3 条（本利用規約の変更）

本利用規約は、本契約者の承諾を得ることなく当社により変更できるものとし、変更後の利用規約は当社サービスページに掲載することで本契約者に通知した時点より効力が生じるものとしします。尚、当社サービスページ上の記載とその他媒体の記載に齟齬がある場合、当社サービスページ上の記載内容を優先して適用します。

### 第 4 条（契約の成立）

1. 申込者が EDGEMATRIX ストアにおいて紹介する AI アプリの利用申込手続をした時点で、本サービスの本規約を承諾したものとみなし本契約が成立するものとしします。
2. 当社は、申込内容が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合、当該申込みを承諾しないことがあります。
  - 1) 本規約に違反する可能性がある時
  - 2) 申込み内容に不備若しくは虚偽がある時
  - 3) 技術上、サービス提供が著しく困難である時

- 4) その他当社が不適切と考える条件が確認された時

## 第5条（契約期間）

1. 本利用契約の有効期間は、契約締結日が属する月の月初から月末までの1ヶ月間とします。
2. 解約、契約解除がない場合には、同一内容にて更に1ヶ月間延長されるものとし、それ以後も同様とします。

## 第6条（解約）

本契約者がAIアプリのライセンスを解約することにより、本契約も解約されたものとみなします。

## 第7条（当社による契約解除）

当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、通知又は催告を要せず、本契約の一部又は全部を解約することができます。

- (1) 本規約の定め違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
- (2) 本規約の定め違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正してもなお本サービスを提供することが困難であるとき
- (3) 本契約者の申込み内容が事実と反していることが判明したとき
- (4) 支払の停止があったとき、支払い不能の状況に陥ったとき、破産手続き、民事再生手続き、若しくは会社更生手続きを開始したとき、特別清算開始の申し立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え、若しくは差押えを受けたとき
- (5) 本サービスの運営を妨げ、又は支障を及ぼしたとき
- (6) 当社又はサービス提供事業者等に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
- (7) その他契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

## 第8条（月額料金の支払い）

1. 本契約者は本サービスに基づきAIアプリの月額料金を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 本契約者は以下に定める支払条件に従い、当社が請求する月額料金およびその他の手数料を支払うものとします。
  - (1) 本契約者は、当社が別途定める場合を除き、毎月発生する月額料金は銀行口座振替またはクレジットカードにより支払うものとします。
  - (2) 支払に要する費用は、本契約者が負担するものとします。
  - (3) 当社は毎月第1営業日までに当月のAIアプリの月額料金の請求書を電子メールで送付します。
  - (4) 本契約者は請求書発行から30日以内に月額料金を支払うものとします。
  - (5) 支払期限までに本契約者の月額料金の支払いを当社が確認できなかった場合には、請求月

の翌月末から AI アプリは利用できなくなります。

### 第 9 条（第三者への委託）

当社は当社の責任及び負担において、本サービスの業務の一部または全部を、適当と判断する第三者に委託して行わせることができるものとします。

### 第 10 条（責任の制限）

当社は、本契約者が行う AI アプリの利用に関して、一切の賠償の責任を負わないものとします。

### 第 11 条（データ等の取り扱い）

本サービスにおける本契約者の AI アプリ登録情報、その他データ等が、滅失、毀損、漏洩その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

### 第 12 条（禁止事項）

本契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4) 当社、ほかの利用者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (5) 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- (7) 他の利用者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (8) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- (9) 本サービスの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (10) 他の利用者になりすます行為
- (11) 当社が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (12) 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (13) その他、当社が不適切と判断する行為

### 第 13 条（通知又は連絡）

1. 本契約者と当社の間で行う通知及び連絡は、申込時に登録したメールアドレスによって行うものとします。
2. 前項の定めに従い、本契約者は当社に連絡先を届けるものとします。また、連絡先が変更となった場合には速やかにその届けを行うものとします。
3. 本契約者からの変更届がない限り、当社は登録済の連絡先に通知及び連絡を行うものとし、登録済連

絡先の有効性について当社は一切関与しないものとし、発信をもって到達したものとみなします。

#### **第 14 条（延滞損害金）**

本契約者が料金その他の債務について支払い期日を経過しても支払いがない場合、本契約者は支払い期日の翌日から完済するまで年 14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社に対して支払うものとします。

#### **第 15 条（個人情報の取扱い）**

本サービス提供に伴い取り扱う個人情報は、当社ホームページに掲載するプライバシーポリシーに従って管理させていただきます。

#### **第 16 条（権利譲渡の禁止）**

本契約者は、本規約に基づく権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはなりません。

#### **第 17 条（第三者との紛争）**

本サービス利用にあたり、本契約者が当社以外のサービス提供者及びその他の第三者との間で何かしらの紛争等が生じた場合、本契約者の自らの責任と費用で当該紛争等を解決するものとします。

#### **第 18 条（反社会的勢力の排除）**

1. 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わない

ことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、本契約者が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに利用契約を解除することができるものとします。

### **第 19 条（準拠法及び管轄裁判所）**

本契約の成立、効力及び履行については、日本国法に準拠するものとし、本契約者と当社との間で訴訟が生じた場合は、東京地方裁判所を一新の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(2020 年 5 月 14 日制定)